

ケアステップ エール 運営規定

(事業の目的)

第1条 この事業所がおこなう指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所におくべき従業者が要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の従事者は、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護および日常生活上の緊急時の対応その他生活全般にわたる援助を行う。

- 二 利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すために必要な援助を行う。
- 三 事業の実施にあたっては、市及び地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 一 名称 ケアステップ エール
- 二 所在地 岡山市北区今6丁目 5-23

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所の従業者の職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 一 管理者：1名（常勤・同一敷地内にある他事業所管理者兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 計画作成責任者 1名以上（常勤2名、オペレーター及び訪問介護員兼務）
計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成、利用の申込みに係る調整等のサービスの内容の管理を行う。
- 三 オペレーター 5名以上（訪問介護・看護員兼務）
- 四 訪問介護員 1名以上（オペレーター兼務）
 - ① 随時対応訪問介護員 サービス提供時間に通じて1名以上
 - ② 定期巡回訪問介護員 利用に応じて必要数
訪問介護員は定期巡回・随時対応サービスの提供に当たる。
- 五 訪問看護員等 5名以上（指定訪問看護事業所兼務）
訪問看護員等は、利用者の必要にあわせ訪問看護サービスの提供を行い、24時間常時連絡ができる体制をとる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 365日
- 二 営業時間 24時間
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容)

第6条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容は、次のとおりとする。

- 一 定期巡回サービス
1日複数回の訪問を行い、居宅要介護者の入浴、排泄、食事等の介護及びその他の日常生活上の世話をを行う。
- 二 随時対応サービス
あらかじめ利用者の心身の状況等把握した上で、随時利用者又はその家族からの通報を受けその内容等を基に相談援助又は訪問介護看護サービスの要否の判断を行う。

三 随時訪問サービス

随時対応サービスの要否の判断に基づき、訪問介護員等が居宅に訪問し利用者に対して日常生活上の世話をを行う。

四 訪問看護サービス

看護師等が居宅に訪問して、療養上の世話又は診療の補助を行う。

(利用料その他の費用の額)

第7条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスである時は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。但し、介護保険支給限度額を超えての利用料は10割負担となる。

二 事業の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

三 その他の利用として次の額の支払いを受ける。

(1) 死後の処置料:20,000円

四 次条の通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を越えた地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車・バイクを使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

(1) 実施地域を越えた地点から、片道1キロメートルごと 50円

但し、交通費の上限は300円とする。そのため、実施地域を片道6キロメートル以上超えた場合は、一律に交通費は300円とする。

五 第一項の費用の支払いを受ける際はその都度、当該費用に係る領収書を利用者に対し交付する。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、以下とする。

- ・岡山市北区:但し、岡山中央・京山・石井・桑田・岡輝・吉備・御南中学校区
- ・岡山市中区:但し、東山中学校区
- ・岡山市南区:但し、芳田・芳泉・福浜・藤田・福南・妹尾・福田・興除中学校区の区域とする。但し、これ以外は相談に応じる。

(緊急時等における対応方法)

第9条 事業所の従事者は、現に定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師へ連絡し、主治の医師の指示のもとに的確に対応を行うこととする。

二 主治の医師と連絡が取れない場合は、速やかに医療機関等に搬送するなど、適切な処置を講ずるものとする。

三 前項について、しかるべき対応をした場合、速やかに管理者、利用者の家族等及び居宅介護支援事業所に報告するものとする。

(事故発生時等における対応方法)

第10条 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

二 前項の事故の状況及び事故に際してとった処置を記録し、その完結の日から5年間保存する。

三 事業者は利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

四 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償保険に加入する。

(合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処)

第11条 事業者は訪問介護看護サービスを提供するため利用者の居宅に出入りする目的で利用者宅の鍵を預かる場合はある。(複製が必要な場合は複製するものとする。)その際、鍵の預かり証を発行し、署名捺印にて確認する。預かり証原本は利用者へ交付し、写しを事業所で保管する。

二 事業者は鍵の管理について最善の注意を払い事業所内施錠可能なキーボックスに保管をする。

三 万一預かり中の鍵を紛失した場合は利用者又はその家族等に速やかに報告し、利用者・家族等の意

見、要望を踏まえ、誠意をもって対応を決定する。

(虐待防止のための措置)

第12条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待等の防止のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

二 事業者は、当該事業所の従業者又は養護者(日常的に世話をしている家族、親族、同居人など利用者を現に養護する者)により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。また、利用者に対する虐待の早期発見のため、行政が行う調査等に協力する。

(成年後見制度の活用支援)

第13条 事業者は、利用者と適正な契約手続き等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行うものとする。

(苦情解決体制の整備)

第14条 事業者は、サービスの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 二 事業者は、サービスの提供に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 三 事業者は、提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 四 提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(その他運営に関する留意事項)

第15条 事業者は、事業所の従業者の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、適切な業務体制を整備する。

- 二 事業所の従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
- 三 事業所の従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 四 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。
- 五 従業者に対して毎年1回(夜勤対応者は2回)健康診断を実施する。
- 六 事業者は、サービス提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- 七 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社エールと事業所の管理者と協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

令和3年6月1日改訂